評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という)定款 第19条及び第35条の規定に基づき、全剣連の評議員及び役員の報酬に関 し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、謝金のことをいう。

(謝金)

- 第4条 謝金とは、全剣連の主催する(1)ないし(7)の行事においてその業務 を行った場合に支給するものとする。
 - (1) 各種講習会の講師
 - (2) 大会等の審判員
 - (3) 審査会の審査員等、
 - (4) 講習会、大会、審査会等の担当役員等
 - (5) 相談役会、審議会、理事会、常任理事会、専務理事・理事長会等
 - (6) 専門委員会の委員等
 - (7) その他公開演武者等
 - 2 謝金は、附表1、附表2、附表3、附表4に掲げるとおりとする。

(報酬の控除)

第4条 報酬は、法令の定めるとことにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和2年3月10日から施行する。

(附表1)

謝金等の支給基準額表

単位:円

区 分	金額	適用
講師	11,000	
審查委員長 審查員員	1 1,0 0 0 1 1,0 0 0	
審判員	8,000	審判長、審判主任
役員	8,000	役員とは、全剣連会長より連盟を代表し行事 運営責任者として委嘱された者をいう。
考 備	 講師は1日当りの金額とし、1日に満たないときは、1/2 支給とする。 1日とは4時間以上をいう。 全日本剣道演武大会審判員の謝金は 5,000 円とする。 地方講習会、開催地地元講師の謝金は 6,000 円とする。 書類審査の謝金は 3,000 円とする。 	

*源泉徴収税額:謝金額の日額表(丙)による税額

(附 表 2)

社会体育指導員養成講習会謝金等の支給基準額表

単位:円

区	分	金額	適用
),j	立 识	迎 /7
講	師	6,000	一 律 一日当り
講	師	5,000	科目毎 (45分単位)
委員	長	6,000	一日当り
幹	事	3,000	一日当り
医学関係	系講師	15,000	・剣道関係者以外講師は目安 20,000 円 交通費・日当は不支給 ・ 2 時間の講義を目途

*源泉徴収税額:謝金額の日額表(丙)による税額

(附 表 3)

会議謝金の支給基準額表

単位:円

区分	金額	適用
相談役会		
会 長	8,000	
他 役 員	5,000	
審議員会		
会 長	8,000	
他 役 員	5,000	
評議員会		
評 議 員	5,000	定款第18条に基づく必要な費用
議長	10,000	日当・交通費は別途支給
(学識経験		
者)		
理事会		
議長	8,000	常任理事会、評議員会、専務理事・理事長会
他 役 員	5,000	等を含む
専門委員会		
委 員 長	8,000	専門委員会規程に基づく委員会等
幹事	6,000	
委員	5,000	

- 記事:1. 通常、会議時間が2時間を超える場合、適用する。
 - 2. 源泉徴収税額:謝金額の10%による税額。
 - 3. 平成24年6月5日理事会にて評議員(学識経験者)を追加、理事会の 議事録署名人を削除。

(附 表 4)

その他業務等謝金の支給基準額表

単位:円

区 分	金 額	適用
公開演武者		
日本剣道形	15,000	
その他	10,000	
(居合道、杖道等)		

記事:1. 源泉徴収税額:謝金10,000円以上については謝金額の10%による税額。